

# 個別株主通知の実施時期

島田 志帆\*

## 目 次

1. はじめに
2. 「会社に対抗することができない」（会社法130条）の意味
3. 個別株主通知の実施時期
  - (1) 会社に対する直接の権利行使
    - (i) 総 論
    - (ii) 反対株主の株式買取請求権
  - (2) 裁判上の権利行使
4. おわりに

## 1. はじめに

平成21年1月5日以降、上場株式は全て振替株式（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）128条1項）となっており、その株主が「会社法第124条1項に規定する権利」、すなわち基準日が設定された権利を行使する場合は、株主名簿の記載・記録が会社に対する対抗要件（会社法130条1項）となる一方（振替法152条1項）、「株主の権利」のうち「会社法124条第1項に規定する権利」以外のもの、すなわち「少数株主権等」（振替法147条4項）を行使する場合には、会社法130条1項は適用されず（振替法154条1項）、「次項の通知〔筆者注：個別株主通知〕がされた後政令で定める期間〔筆者注：4週間〕が経過する日までの間でなければ、行使することはできない」ことになっている。振替法154条1項

---

\* しまだ・しほ 立命館大学大学院法務研究科准教授

の文言上、個別株主通知は少数株主権等の行使に先立って行うことが想定されていることは明らかである。もっとも、少数株主権等の場合は、その行使のつど個別株主通知をなす必要があり、また、実務上、個別株主通知の申し出が受け付けられてから会社に個別株主通知がされるまで4営業日後から10営業日程度を要するため、個別株主通知がされる前に少数株主権等を行使することが認められるのか否か、これが認められるとしても、個別株主通知はいつまでに行われればよいのかが問題となる。

この点について、最決平成22年12月7日民集64巻8号2003頁（以下「平成22年最決」という。）<sup>1)</sup>は、個別株主通知は、少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であるとしたうえで、会社が裁判所における株式価格決定申立て事件の審理において申立人が株主であることを争った場合には、その審理終結までの間に個別株主通知がされることを要し、かつ、これをもって足りると判示した<sup>2)</sup>。取得価格決定申立権（会社法172条1項）は、裁判上で行使され、会社に対して直接に行使されることはない権利であるが、当該権利については、権利行使（価格決定の申立て）が個別株主通知より先に行われてもよいことになる<sup>3)</sup>。

その後、大阪地判平成24年2月8日金判1396号56頁（以下、「大阪地判」という。）は、株主提案権（会社法303条1項、305条2項）——会社に対して直接に行使される権利——について、平成22年最決を引用して個別株主通知は対抗要件である旨を述べたうえで、個別株主通知は、株主提案権の行使期限である株主総会の8週間前までにされることが必要であるが、株主

---

1) 平成22年最決に関する評釈・論考につき、拙稿「振替株式の権利行使方法と今後の課題——近年の最高裁決定を中心として——」立命338号277頁以下（2011年）参照。

2) 学説の多数も個別株主通知は会社に対する対抗要件であるとする（江頭憲治郎『株式会社法<第4版>』（有斐閣、2011年）192頁、大野晃宏ほか「株券電子化開始後の解釈上の諸問題」商事1873号52頁（2009年）等）。

3) 平成22年最決は、裁判所への申立ては取得価格決定申立権の申立期間に行われたが、上場廃止となり会社に個別株主通知がされなかった事案である。

提案権の行使に先立ってされる必要があるとまではいえない旨を判示した。また、最決平成24年3月28日金判1398号27頁（以下、「平成24年最決」という。）は、買取価格決定申立権（同法117条2項）——裁判上で行使されるが、反対株主が株式買取請求権（同法116条1項）を行使したことを前提とする権利——について、平成22年最決を引用して同様の結論を導いたうえ、その理は、株式買取請求を受けた会社が同請求をした者が株主であることを争った時点で既に当該株式について振替機関の取扱いが廃止されていた場合であっても、異なる旨を判示した<sup>4)</sup>。

これらの裁判例ではいずれも、権利行使が個別株主通知に先立ってよいとの結論が導かれているわけであるが、個別株主通知は対抗要件と解されることがその理由であるとしても、その意味は十分に説明されてきていないように思われる。他方、平成22年最決によれば、個別株主通知は「株主名簿に代わるものとして位置付けられて」いるものの、会社法130条が規定する「会社に対抗することができない」の意味については、古くから議論がある。そこで本稿では、まず、「会社に対抗することができない」の意味について、株券発行会社の場合に関する従来の議論を整理したうえ<sup>5)</sup>、その実際上の効果を明らかにしておく。そして、対抗要件としての株主名簿の記載・記録と個別株主通知との相違に留意しながら、個別株主通知の実施時期はどのように解されるべきかについて、上記裁判例を素材にしながら

---

4) 平成24年最決は、株式買取請求権の行使期間内（会社法116条5項）に会社に対する請求が行われ、買取価格決定申立権の申立期間内（同法117条2項）に申立てが行われたものの、いずれの時点でも個別株主通知が行われていなかった事案である。ただし、株式買取請求がなされてから買取価格決定申立てが行われるまでの間に取得日（同法171条1項3号）が到来し、株式は全部取得されたうえ、上場廃止となっている。

5) 振替株式にあっては、振替機関等に口座を開設した者が、振替口座簿中の自己の口座に株主として保有する株式の銘柄・数等を記載・記録されることが、株券発行会社においてであれば株券占有に等しいことになる（江頭・前掲注(2)183頁）。すなわち、振替制度のもとでは、株券の交付と同じく、振替口座簿における増加の記載・記録が株式譲渡の効力要件となり（振替法140条）、その記載・記録には権利推定の効力が認められる（同法143条）。なお、本稿では特定承継を念頭に論ずることとする。

検討してみることにしたい。

## 2. 「会社に対抗することができない」（会社法130条）の意味

会社法130条1項・2項は、株式の譲渡は、取得者の氏名・住所を株主名簿に記載・記録しなければ、すなわち、株主名簿の名義書換をしなければ、株券発行会社に対抗することができない旨を定めている。この「対抗することができない」の意味について、伝統的解釈は、債権譲渡における債務者対抗要件（民法467条）と同様、株式の譲渡人又は譲受人は名義書換をするまでは会社に対して譲渡行為の効力を主張することができない趣旨であると解してきた<sup>6)</sup>。しかし、株券発行会社の株式譲渡は、株券を交付することによって効力を生ずるから（会社法128条1項<sup>7)</sup>、これによって譲受人は、会社を除くすべての第三者に対して株主であることを主張できると解される。そこで、現在では会社法130条の規定は、株主であっても、名義書換を受けない限り、株券発行会社（以下、本章において「会社」という。）に対して自己が株主であることを主張しえないことを意味するものと解されている。

そして、かつての判例・学説は、「会社に対抗することができない」の具体的な意味について、株主は、名義書換を受けない限り、会社に対して権利行使できないと説いてきた<sup>8)</sup>。例えば、大隅健一郎博士は、「株式取

---

6) 大判明治38年11月2日民録11輯1545頁、大判昭和7年3月19日法律新聞3396号9頁。

7) 昭和25年商法改正により株式の譲渡は裏書又は譲渡証書添付の方法によるべきこととされ、昭和41年商法改正により株券の交付のみでなされることになった。株式譲渡方法に関する規制の変遷につき、山下友信編『会社法コンメンタール3——株式(1)』（商事法務、2013年）307頁以下〔前田雅弘〕等参照。

8) 最判昭和29年2月19日民集8巻2号523頁、東京地判昭和26年2月23日下民集2巻2号262頁。鈴木竹雄「記名株券の特異性（その一）」『商法研究Ⅱ会社法(1)』（有斐閣、1971年）311頁、北沢正啓『会社法<第6版>』（青林書院、1994年）244頁、江頭憲治郎「株式の名義書換」『会社法演習Ⅰ総論・株式会社（設立・株式）』（有斐閣、1983年）101頁、古瀬村邦夫「株主の権利行使」『現代企業法講座第3巻企業運営』（東京大学出版会、

得者は株主名簿における名義の書換があるまでは、会社に対し株主たることを主張することはできず、したがって株主の権利を行使することができない。会社に対する関係においては、株主名簿に株主として記載されている者のみが株主と認められ、株主の権利を行使しうるのであって、いまだ名義の書換を受けていない株式取得者は、自己が株式を取得し實際上株主であることを証明しても、株主の権利を行使することはできない。」と説かれ<sup>9)</sup>、あるいは、竹内昭夫博士は、「株主は名義書換をしない限り会社に対し株主としての個別的な権利を行使することができない。株主が自己の実質的権利を立証しても同じである。」と説かれている<sup>10)</sup>。株主総会決議取消訴訟の原告適格に関しても、実体法上、名義書換をしなければ権利者であっても権利行使はできないと解されることから、株主名簿上の株主が当事者適格を有するとの帰結を導くものがある<sup>11)</sup>。しかし、これらの見解のもとでも、名義書換をしなければ権利行使できないということを絶対的なものと解するか否かについては見解が分かれる。もし、名義書換がなければ株主は権利行使できないということに例外はないとすれば、それは、名義書換を済ませた権利行使のみが適法な権利行使となることを意味し、名義書換を権利行使の要件——効力要件<sup>12)</sup>——と解しているに等し

---

↘1985年) 113頁, 相原隆「株式の名義書換」『商法演習 I (会社法) <第 3 版>』(成文堂, 1992年) 62頁等。

9) 大隅健一郎=今井宏『会社法論上巻<第 3 版>』(有斐閣, 1991年) 482頁。

10) 竹内昭夫「株式の名義書換」『会社法の理論 I 総論・株式 商事法研究第一巻』(有斐閣, 1984年) 206頁。

11) 出口正義「商法二〇六条一項にいう『氏名』の意義」判評356号50頁(1988年)。

12) 権利者であっても、一定の要件を充足して権利行使しなければ、適法な権利行使としての法的効力が認められない場合がある。例えば有価証券においては、債権者は、その証券を提示して履行請求しなければ、債務者を履行遅滞に付すことができないものとされている(商法517条)。なお、会社に対する対抗要件の場面において、「権利行使の要件」という言葉は一般には、効力要件という意味ではなく、会社に対して株主の権利を行使するための要件——株主が会社に自己が株主であることを主張するための要件——との意味で用いられる(前田庸『会社法<第12版>』(有斐閣, 2007年) 209頁参照)。債権譲渡における債務者対抗要件(民法467条)についても同様に、権利行使要件(野村豊弘

いことになる<sup>13)</sup>。

これに対し、判例および学説の多数は、株主名簿上の株主でなくとも会社が実質上の株主を株主として取り扱うことのできる場合を認めてきている。一つは、会社が正当の事由なくして適法な名義書換に応じないため名義書換がなされない、いわゆる不当拒絶の場合であり、自己の怠慢による責任を他人に転嫁することはできないという信義則を理由に、会社は株式譲受人を株主として取り扱うことを要するものとされる<sup>14)</sup>。その二は、会社の危険において、会社の側から名義書換未了の株主の権利行使を認めることは差し支えないとするものであり、その理由は、名義書換は会社に対する単なる対抗要件に過ぎないことにあるとされる<sup>15)</sup>。いわゆる不当拒絶の場合は、例外を認めるかという政策上の考慮の問題であるからこれを措くとしても、後者の問題、すなわち会社が名義書換未了の株主による権利行使を容認することを、それを対抗要件であることを理由に認める以上、名義書換をしなければ権利行使できないということを絶対的なものとみることは難しくなる。

現在の学説では、「取得者が会社に対して権利を行使するためには、株主名簿の名義書換をしなければならない」とか<sup>16)</sup>、「名義書換をすれば、

---

、他『民法Ⅲ債権総論＜第3版＞有斐閣Sシリーズ』（有斐閣、2005年）162頁〔池田真朗〕、潮見佳男『ブラクティス民法 債権総論＜第4版＞』（信山社、2012年）441頁）とか、権利主張要件（近江幸治『民法講義Ⅳ（債権総論）＜第3版補訂＞』（成文堂、2009年）259頁）と呼ばれることがある。

13) 結果として、名義書換を株式譲渡の効力発生要件と解していることに等しくなるが、前掲注(9)はこの趣旨を肯定する（詳細は、大隅健一郎「株式譲渡の効力について」『商事法研究(上)』（有斐閣、1992年）310頁以下参照）。

14) 大判昭和3年7月6日大審院民事判例集7巻546頁、最判昭和41年7月28日民集20巻6号1251頁。例えば、江頭・前掲注(2)199頁、200頁注6。その他学説については、西尾幸夫「会社の過失による名義書換の未了と株式譲渡人の地位」『会社法判例百選＜第2版＞』（有斐閣、2011年）34頁以下参照。

15) 最判昭和30年10月20日民集9巻11号1657頁。例えば、江頭・前掲注(2)204頁、206頁注15。その他学説については、西尾・前掲注(14)35頁参照。

16) 江頭・前掲注(2)198頁。

株主名簿の記載・記録に基づいて株主の権利を行使することができる<sup>17)</sup>、「取得者は、権利行使したければ名義書換をすればよい<sup>18)</sup>」などと説明するのが一般的であり、名義書換がなければ権利行使できないと述べるものはほとんどない<sup>19)</sup>。前述の竹内博士の見解も、名義書換未了の株主の権利行使を認める立場であり、権利行使できないとは、絶対的な意味で用いられているわけではない<sup>20)</sup>。現在、名義書換は権利行使の要件(効力要件)ではないと見るのが多数の理解であるといつてよい<sup>21)</sup>。

それでは、名義書換は権利行使の要件(効力要件)ではなく、会社は名義書換未了の株主を株主として取り扱ってよいと解する場合に、さらに進んで、株主は、名義書換を経なくても、実質的権利を証明して会社に対して権利行使しようということまで意味するのだろうか。この点に関連して、株主総会決議取消訴訟の原告適格について、株主は、名義書換を経なくても、実質的権利を証明して会社に対して訴えを提起することができる——却下されない——とする立場がある<sup>22)</sup>。しかし、仮に実体法上もこの立場と同様に考えられるとしても、それは会社法130条を単なる権利推定規定と解することになるに等しく、また、判例の理解からしても妥当でない。

名義書換未了の株主による権利行使に関するリーディングケースである最判昭和30年10月20日民集 9 卷11号1657頁は株主総会決議取消請求事件で

---

17) 前田・前掲注(12)244頁。

18) 弥永真生『リーガルマインド会社法<第13版>』(有斐閣, 2012年) 81頁。

19) 山下編・前掲注(7)会社法コンメ 3・324頁 [伊藤靖史] は、権利行使ができるという意味においてこの表現を用いていることに言及している。

20) 竹内・前掲注(10)206頁。

21) なお、前掲注(8)に挙げた学説も、名義書換未了の株主による権利行使を認める立場である。名義書換未了の株主による権利行使を認めない立場につき、江頭・前掲注(2)206頁注15参照。

22) 三木浩一「株主名簿に仮名で登録されている株主の総会決議取消訴訟における当事者適格——丸井事件判決を通して——」判タ696号32頁 (1989年)、新谷勝『会社訴訟・仮処分  
の理論と実務<第2版>』(民事法研究会, 2013年) 122頁以下。



あるが、原告（上告人）は株式の譲渡人（名簿上の株主）でも譲受人（実質上の株主）でもない被告会社（被上告会社）の株主であり、被告会社が名義書換未了の譲受人を株主として取り扱い、議決権行使をさせたことの可否が争われた事案である。この判決では、原審が証拠により、譲受人が譲渡人から被告会社の株式を譲り受け、被告会社に名義書換を請求したことを認定していることを踏まえたと、「会社側においては、株主名簿の書換が何らかの都合でおくれている、右株式の譲渡を認めて譲受人を株主として取り扱うことを妨げるものではない。」と判示された。この判決からも明らかなように、名義書換未了の株主による権利行使が認められるといっても、それは、株式譲渡によって名簿上の株主でない者が実質上の株主となっているという事実については、自己の危険において、従って後の紛争に関しては、会社が、その証明責任を負わされた形で、その株主の権利行使を認めることができるというに過ぎず、名義書換未了の株主から会社に対し、実質的権利を証明して自己が株主であることを会社に主張できることを認めたものではない<sup>23)</sup>。

要するに、名義書換は株主の権利行使の要件（効力要件）ではないが、だからといって、それは会社法130条が単なる権利推定規定であることまで意味するものでもない。「会社に対抗することができない」の規定のもとには、株主は、株主であっても名義書換を経なければ会社に株主であることを主張できないという効果が認められるが、その実際上の効果は、名義書換をしていない株主が会社に権利行使をしても、会社にはその権利行使を拒絶される一方、会社は、名義書換を経た株主による権利行使を原則

23) 実際上、会社が名義書換未了の株主を株主として取り扱う判断をするのは、名簿上の株主がもはや権利者でなくなっていることについて会社が悪意となり、その者を株主として取り扱っても免責されないリスクにさらされる一方、真の権利者が名義書換を請求してきたために、その者を株主として取り扱えば、真の権利者に権利行使をさせたことにより免責されるような場合に限られる。振替株式会社には名義書換という手続はないため、会社が個別株主通知を欠く株主を株主と認める実益はないのが原則となるが、後述のように、実質的に会社にリスクが生じないと考えられる場合に、会社は個別株主通知を不要とする対応をとっている。



として認めなければならず、このような名簿上の株主の権利行使を認められた限り、責任を負わないということにある<sup>24)</sup>。会社は、自己の危険において名義書換未了の株主を株主と認め、その権利行使を容認してもよいが、株主としては、会社に株主であることを「対抗」するには、すなわち、株主が会社から権利行使を拒絶されないためには、名義書換をしなければならない。

### 3. 個別株主通知の実施時期

#### (1) 会社に対する直接の権利行使

##### (i) 総論

個別株主通知の法的性質については、平成22年最決前の下級審判例には、これを権利行使の要件（効力要件）とみていると思われるものもあった<sup>25)</sup>。もし、個別株主通知を権利行使の要件（効力要件）と解するとすれば、個別株主通知がなされていなければ、株主が少数株主権等を行使しても適法な権利行使でないことになるから、株主は少数株主権等の行使の時点（少なくとも行使期間内）までに個別株主通知を済ませておく必要があるとの結論につながりやすい<sup>26)</sup>。これに対し、個別株主通知が対抗要

---

24) 名簿上の株主が実質的に株主である場合についてである。名簿上の株主が無権利者だった場合は、会社は彼が無権利者であることを証明して権利行使を拒絶でき、また、会社が彼が無権利者であることを立証しうる確実な証明手段を有するにもかかわらず権利行使を認めるときは、会社は免責されない（手形法40条3項参照）。

25) 東京高決平成22年1月20日金判1337号24頁は、全部取得条項付種類株式の価格決定申立て（会社法172条1項）における「個別株主通知は単なる対抗要件ではなく、振替制度の下、会社法172条1項所定の株主が、同時点において自らが同条の『株主』であることを立証するための要件であるから、同条項の申立期間内、すなわち、株主総会の日から20日以内に具備しておかなければならないというべきである。」と判示するが、この判例について、個別株主通知を権利行使の要件と見る考え方に近いと述べるものとして、川島いづみ「判批」金判1343号4頁（2010年）。

26) 川島いづみ「個別株主通知と少数株主権等の行使」『会社法判例百選<第2版>』（有斐閣、2011年）39頁、高橋真弓「判批（平成24年最決）」判評650号27頁（2013年）参照。

件であるとすれば、それは株主であることを会社に主張するための要件に過ぎず、株主の権利行使の有効性を直接に左右する要件ではないから、その意味で、権利行使と個別株主通知の先後は問われないことになる<sup>27)</sup>。

しかし、個別株主通知が対抗要件であるということは、会社にとっては、個別株主通知を済ませた株主の少数株主権等の行使を原則として認めなければならない一方、個別株主通知を欠く株主の権利行使を拒絶することができることを意味している。とりわけ、振替株式により株式譲渡を行う会社にあつては、総株主通知が行われる場合以外には会社は誰が株主であるかを把握していないのが通常であるから、債権譲渡の場合（債務者が自分の債権者を知っている）とは異なり、個別株主通知がなければ、会社は誰を株主として取り扱ってよいか、その権利行使を認めるか否かを判断することはできない。そうすると、個別株主通知が対抗要件として機能するために、少なくとも実体法上は、個別株主通知は少数株主権等の行使に先立って済ませておく必要があると解される。社債、株式等の振替に関する法律施行令（以下、「振替法施行令」という。）の立案担当者も、個別株主通知は対抗要件であると解したうえで、個別株主通知が対抗力を有する期間（4週間）は、時間の経過に伴って、個別株主通知に示された振替株式の保有状況と現在の保有状況とのそごが生ずる蓋然性が高くなるという個別株主通知の内在的制約と、個別株主通知の後に株主が少数株主権等を会社に対して行使するまでの時間的猶予の必要性との調和の観点から定められたものであり、それは会社が原則として少数株主権等の行使を認めなければならない期間である旨を述べているところである<sup>28)</sup>。他方、すでに述べたように、株主は少数株主権等を行使する都度、振替機関を通じて個別株主通知を具備するしかなく、その手続には一定の時間が必要になる

---

27) 債権譲渡における債務者対抗要件としての通知・承諾の時期についても、譲渡と同時にではなく、事後でもよいとされている（中田裕康『債権総論<第3版>』（岩波書店、2013年）535頁以下）。

28) 大野・前掲注(2)52頁参照。

から、この点を考慮すべきかが問題となる。

大阪地判の事案は、平成23年6月29日に開催された株主総会において、Y社の株主であるXがY社に提出していた株主提案（取締役選任議案）が適法なものとして取り扱われないうまま、会社提案（取締役選任議案）が可決されたことについて、株主総会決議取消しが求められたものである。Xは、平成23年4月27日（水）、口座管理機関である証券会社に対し、個別株主通知の申し出（振替法154条3項参照）をし、同年5月2日（月曜日）、Y社の代表取締役に対し株主提案（会社法303条1項、305条2項）を行ったが、振替機関がY社に対し個別株主通知をしたのは、同年5月9日（月）であった。そこで、Y社は、個別株主通知が総会の8週間前（同年5月3日）までになされなかったこと、および、個別株主通知が、株主提案に先立ってなされなかったことを理由に、Xの株主提案に係る議題及び議案の要領を招集通知に記載しなかった。

裁判所はXの請求を棄却したが<sup>29)</sup>、個別株主通知の実施時期に関する争点についてはおおよそ次のように述べた<sup>30)</sup>。すなわち、個別株主通知の実施時期は、株主提案権の行使要件が設けられた趣旨、個別株主通知の有する機能等に照らして判断すべきであるが、遅くとも株主提案権の行使期限である株主総会の日の8週間前までに、会社が、株主の株式継続保有要件を満たすかを確認することができるようにすることが必要であり、このときまでに個別株主通知がされる必要がある。他方、個別株主通知は、株主提案権の行使に先立ってされる必要があるとまではいえない。なぜなら、(ア) 個別株主通知の申し出をした株主にとって、振替機関から

---

29) 控訴審である大阪高判平成24年6月21日も大阪地裁の判断を是認しているとされる（太子堂厚子「個別株主通知に関する諸問題——近時の裁判例を踏まえて——」商事1995号52頁（2013年））。

30) 争点のもう一つは、株主提案に際して個別株主通知は必要であったかという点であるが、株主提案権は振替法154条1項、147条4項所定の「少数株主権等」に該当すること、個別株主通知は株主が少数株主権等行使の要件を満たすものであるか否かを判断することができるようにするためのものであること等を理由に、個別株主通知が必要であると判示している。

会社に対して個別株主通知がいつされるかを申し出時点において正確に把握できないし、株主提案権の行使期限は法定されているから、株主にとって、個別株主通知がされた後になってから、株主提案権の行使を要求するのは酷である、(イ) 個別株主通知は、少数株主権等を行行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であって、権利行使の要件ではない、と。

株主提案権の行使期限は、会社側に招集通知発送等の準備期間を確保させる趣旨で法定されており、この期限までに株主提案権の行使を認めるか否かの判断を会社がしなければならない以上、会社としては、この行使期限までに個別株主通知がされればよい。他方、時間的制約を受ける株主の利益のために個別株主通知が事後になされることを認めても、それが株主提案権の行使期限までであれば、会社に支障はない。要するに、会社に不利益とならない限度で（行使期限まで）、対抗要件を具備する時期を遅らせてもよいと判断するものといえる<sup>31)</sup>。

大阪地判の事案は、結果として株主提案権の行使期限までに個別株主通知がされなかったものであるため、もし、行使期限までに個別株主通知がされていた場合、いつの時点において株主提案権の行使（会社に対する請求）があったことになるのかについては言及していない<sup>32)</sup>。しかし、個別株主通知がされる前に株主が会社に株主提案権を行行使しても、個別株主通知がされるまでは、株主は、自己が株主であると会社に主張できるわけではなく、他方、会社は、個別株主通知がされてから株式継続保有要件等の行使要件を確認し、その権利行使を認めるか否かの判断をすることになるわけであるから、会社に個別株主通知がされたときに<sup>33)</sup>、株主提案権

---

31) 結論の妥当性は支持されている（太子堂・前掲注(29)54頁、金判1396号60頁コメント、福島洋尚「判批（大阪地判）」法教別冊付録390号17頁（2013年））。

32) 株主権の中でも、持株数要件や株式継続保有要件、行使期間が設けられている権利のよう、いつの時点で権利行使が行われたとみるべきかが法的に意味をもつ場合がある。

33) 条文上、「個別株主通知がされた後」に権利行使するものとされているが、権利行使期間は、会社に個別株主通知が到達した日から起算されるものと解されている（神田秀樹

の行使（会社に対する請求）を会社は認めたものとみるべきであろう。行使期限のある権利以外の権利一般について、「個別株主通知が到達した日に権利行使がされたものと取り扱う」とか<sup>34)</sup>、「権利行使の意思表示と個別株主通知の具備の両方がそろった段階で権利行使が認められるという整理にな」る<sup>35)</sup>などと説かれているところである<sup>36)</sup>。このように考えると、株主・会社双方にとって個別株主通知がされるまでのいわば待機期間があることになるが、法的には、個別株主通知がされる前になされた株主提案権の行使（会社に対する請求）から、個別株主通知をうけた会社はその権利行使を認めるまでの間（最長で行使期限までの間）は、会社は請求者を株主と取り扱わなくとも不当拒絶ではなく、従って会社はこの間に株主と取り扱わなかったことについて責任を負わないことになると考えられる。

なお、実務上、定款の閲覧・謄写請求（会社法31条2項）と計算書類の閲覧・謄写請求（同法442条2項）については、定款や計算書類はEDINET等を通じて一般に開示されているため、個別株主通知は不要と取り扱われている<sup>37)</sup>。仮に会社が無権利者にこれらの権利の行使を認めたとしても、具体的な損害が発生することは観念しづらいからであろう。また、単元未満株式の買取請求についても、その手続の内容や、個別株主通知が株主の会社に対する対抗要件であって会社にとっては不可欠なものではないことを勘案し、個別株主通知は不要と取り扱われているが<sup>38)</sup>、

---

、監修『株券電子化——その実務と移行のすべて』（金融財政事情研究会、2008年）154頁）。

34) 太子堂・前掲注(29)55頁。

35) 仁科秀樹「メディアエクスチェンジ株式価格決定申立事件最高裁決定の検討」商事1929号13頁（2011年）。同旨、三浦海岸・商事1898号110頁（2010年）。

36) なお、「株主が個別株主通知の到達を停止条件として少数株主権等を行使することはできるから、権利行使後に個別株主通知が到達したとしても、到達時において、当該株主権等を行使することが可能であれば、当該権利行使は適法である。」と説くものもある（葉玉匡美「個別株主通知に関する実務対応——平成22年12月7日最高裁決定と立法過程」月刊資本市場310号7頁以下（2011年））。

37) 茂木美樹「株主の権利行使——個別株主通知、単元未満株式の買取り・買増し等——」商事1953号16頁（2011年）。

38) 茂木・前掲注(37)17頁。

単元未満株式の買取請求を受け付けた証券会社等において株主の本人確認および買取株式数の残高確認を実施している以上、会社には実質的にリスクが生ずることはないし、仮に訴訟となっても会社は証明資料を確保できるからであろう。なお、全国株懇連合会による株式取扱規定モデル11条2項によれば、「個別株主通知が未達であっても、個別株主通知の受付票が添付されているときは、持株要件や継続保有要件があるものを除き、権利行使を認めることも考えられる。」との取扱いがなされている<sup>39)</sup>。この取扱いは、会社に受付票が提出されれば、後に（おおよそ10営業日後までには）個別株主通知がされる蓋然性が高いことに鑑み、個別株主通知がされたときに備えて事前の準備を促す趣旨であろう。個別株主通知がされる前に権利行使を認めても、会社は免責されることはない。

#### (ii) 反対株主の株式買取請求権

反対株主の株式買取請求権（会社法116条1項）は、株主が会社に対して直接に行使する権利であるが、当事者間で買取価格の協議が調わないときには、買取価格決定の申立て（同法117条2項）をすることができ、これは裁判上で行使される権利であることから、従来、株式買取請求権の行使と買取価格決定の申立てのそれぞれに個別株主通知を要するか否かが問題とされてきた。この問題は、組織再編行為の場合における株式買取請求権（会社法469条、785条、797条、806条）にも共通する。

平成24年最決は、全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトにより上場廃止となったy社の元株主  $x_1 \cdot x_2$  が、会社に対して株式買取請求をしたものの、その価格の決定につき協議が調わないとして、買取価格決定の申立てを行った事案である<sup>40)</sup>。平成21年6月29日に開催された

---

39) 平成21年4月10日全国株懇連合会理事会決定「『株式取扱規定モデル』『株主本人確認指針』『少数株主権等行使対応指針』の改正について」商事1864号54頁（2009年）。

40) なお、 $x_1 \cdot x_2$  は、申立期間内（7月11日）に会社法172条1項所定の取得価格決定申立でも行っているが、最高裁では、取得価格決定申立権が「少数株主権等」に該当するこ

y 社の株主総会において、定款変更の効力発生日および取得日を同年 8 月 4 日として、y 社の普通株式に全部取得条項を付す定款変更の決議とその全部を取得する旨の決議が可決された。決議に反対した x1 と、株式を第三者に貸付けていたため議決権行使できなかった x2 は、請求期間内（同年 7 月 30 日）に、会社に対して株式買取請求（同法 116 条 1 項）を行った。y 社の株式は同年 7 月 29 日に上場廃止となり、同年 8 月 4 日には振替機関による取扱いが廃止されたが、x1・x2 は、同日までに個別株主通知の申し出（振替法 154 条 3 項参照）をしておらず、y 社に個別株主通知がされることはなかった。また、x1・x2 は、株式買取請求をしたが協議が調わないとして、申立期間内（同年 9 月 30 日）に、裁判所に対し、買取価格決定の申立て（会社法 117 条 2 項）を行ったが（以下、本件各申立てという。）、y 社の株式は上場廃止となっていたため、個別株主通知を行うことはできなかった。y 社は、本件各申立てについて、(1) 全部取得により申立人らは y 社の普通株式を有しておらず、買取価格決定申立権を有しない、(2) 本件各申立てはいずれも個別株主通知の手続を欠いており不適法である、と主張して却下を求めた。

原審と原々審は、もっぱら(1)の争点——定款変更および全部取得の効力が発生した後も株主は申立適格を有するか——のみを扱ったが<sup>41)</sup>、最高裁は、結論として、株式を失った x1・x2（以下「x ら」という。）は申立適格を欠くに至るとしながらも、その前に(2)の争点についても言及し、本件各申立てにおいて個別株主通知が必要であった旨を判示した。すなわち、会社法 116 条 1 項所定の株式買取請求権は、その申立期間内に各株主の個別的な権利行使が予定されているものであって、振替法 154 条 1 項、

---

↘とを前提に、株主は取得価格決定申立事件の審理終結までに個別株主通知をすることを要する旨が判示されたという（仁科秀樹「株式の価格決定と個別株主通知」商事 1976 号 30 頁（2012 年）参照）。

41) 原審：高松高決平成 22 年 12 月 8 日金判 1392 号 34 頁、原々審：徳島地決平成 22 年 3 月 29 日金判 1392 号 34 頁。



147条4項所定の「少数株主権等」に該当することは明らかである。そして、会社法116条1項に基づく株式買取請求に係る株式の価格は、同請求をした株主と株式会社との協議が調わなければ、株主又は株式会社による同法117条2項に基づく価格の決定の申立てを受けて決定されるところ、振替株式について株式買取請求を受けた株式会社が、価格の決定の申立てに係る事件の審理において、同請求をした者が株主であることを争った場合には、その審理終結までの間に個別株主通知がされることを要するものと解される。上記の理は、振替株式について株式買取請求を受けた株式会社が同請求をした者が株主であることを争った時点で既に当該株式について振替機関の取扱いが廃止されていた場合であっても、異ならない。これを本件についてみるに、本件買取請求を受けたy社においてxらが株主であることを争っているにもかかわらず、本件買取価格の決定の申立ての審理終結までの間に個別株主通知がされることはなかったのであるから、本件買取請求は不適法となる。そうすると、本件買取価格の決定の申立ては、適法な株式買取請求をした者ではない者による申立てとして不適法である、と。

株式買取請求権と買取価格決定申立てにおける個別株主通知の要否に関しては、それぞれに個別株主通知を要するとする見解と<sup>42)</sup>、株式買取請求に際して個別株主通知が行われていれば、買取価格決定の申立てには個別株主通知は要しないとする見解とがあった<sup>43)</sup>。そして、両者の相違は、株式買取請求権と買取価格決定申立権とを別個の少数株主権等の行使とみるか否かの点にあり<sup>44)</sup>、従って後者は、株式買取請求権と買取価格決定申立権とを一体とみる——別個の権利ではない——見解であると理解する

---

42) 葉玉匡美＝仁科秀樹監修・著『株券電子化ガイドブック〔実務編〕』（商事法務、2009年）338、341頁。なお、仁科・前掲注(40)39頁注18参照。

43) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社非訟』（判例タイムズ社、2009年）110、117頁【難波孝一】。

44) 浜口厚子「少数株主権等の行使に関する振替法上の諸問題」商事1897号36頁以下（2010年）。

ものが多い<sup>45)</sup>。これを踏まえて、平成24年最決の判断——株式買取請求権は「少数株主権等」に該当するから、買取価格決定申立てに係る事件の審理終結までに個別株主通知がされれば、株式買取請求は不適法とならない——は、後者の見解に従ったものであると評価されている<sup>46)</sup>。そこで、この立場からは、平成24年最決の帰結として、(a) 株式買取請求の段階で個別株主通知が行われれば、買取価格決定の申立ての段階で再度の通知は不要であり（会社側が再度の通知を求めることはできない）、また、(b) 株式買取請求の段階で個別株主通知が行われなかった場合にそれを買取価格決定申立ての段階で追完することも可能である、と説かれている<sup>47)</sup>。一方、平成24年最決への批判として、個別株主通知がないので会社が株式買取請求に応じなかった場合でも、その後の買取価格の決定の申立ての審理終結までに個別株主通知がなされれば会社は株式の買取に応じざるを得なくなる<sup>48)</sup>、あるいは、上場が維持される株式の買取請求権については、株主から「後日買取価格決定申立て事件の審理終結までに個別株主通知を具備する」と反論された場合には会社は個別株主通知を要求することはできない——会社側としては株主による株式の保有を確認する手段を個別株主通知以外に確保する必要がある——<sup>49)</sup>、といった問題が指摘されている。

他方、平成24年最決の評価としては、買取請求時以来個別株主通知がないまま価格決定申立てに移行した場合に、その審理終結までの個別株主通知によって買取請求時からの株主資格が認められるということを肯定したことは明らかであっても、買取請求時と買取価格決定申立ての双方に個別

---

45) 仁科・前掲注(40)34頁以下、鳥山恭一「判批（平成24年最決）」法セミ689号127頁（2012年）、日下部真治「判批（平成24年最決）」金判1403号11頁（2012年）、吉本健一「判批（平成24年最決）」金判1407号4頁（2013年）、木俣由美「判批（平成24年最決）」法セミ別冊付録390号14頁（2013年）。

46) 鳥山・前掲注(45)127頁、吉本・前掲注(45)4頁、日下部・前掲注(45)11頁。

47) 仁科・前掲注(40)35頁。なお、(a)について鳥山・前掲注(45)127頁。

48) 日下部・前掲注(45)12頁。

49) 仁科・前掲注(40)35頁。

株主通知が必要かという問題に応えたものであるかは、必ずしも明確ではないと指摘するものがある<sup>50)</sup>。たしかに、平成24年最決の読み方としては、買取請求の段階では必ずしも個別株主通知は必要ではないことを認めていても——但し、上場廃止となる場合は、實際上、振替機関の取扱い廃止までに個別株主通知がされる必要がある<sup>51)</sup>——、買取請求時に個別株主通知が行われていれば買取価格決定申立時には個別株主通知はできない、とまでは判断していないようにも思われる。すなわち、裁判所としては、買取価格決定申立ての審理終結までに個別株主通知がされれば、株式買取請求時に個別株主通知がなされていなくとも、株式買取請求は不適法とならないという合理的な取扱いを認める一方、實際上、上場廃止により個別株主通知をすることが不可能となる場合には、取扱い廃止までに（株式買取請求の時点で）個別株主通知がされていたならば、買取価格決定申立てに際して個別株主通知がなされなくとも、個別株主通知がないことを理由に買取価格決定申立てを不適法とはしない、という実質的に妥当な判断を示したのではないと思われる——それゆえ、最高裁は、原審・原々審がこの点——上場廃止となる場合には、それまでに個別株主通知がなされていれば、後の買取価格決定申立ては不適法とならない——を取り上げなかったのを咎めたのではないだろうか——。

そもそも個別株主通知の制度においては、個別株主通知によって「特定の」少数株主権等の行使ができるようになるわけではなく、個別株主通知の有効期間（4週間）の間は、別個の少数株主権等であっても、それぞれに個別株主通知を具備する必要はない<sup>52)</sup>。他方、4週間の有効期間が経

50) 高橋美加「判批（平成24年最決）」『平成24年度重要判例解説』（有斐閣、2013年）100頁。

51) 太子堂・前掲注(29)55頁、松尾健一「平成24年度会社法関係重要判例の分析〔上〕」商事2005号9頁（2013年）参照。

52) 浜口・前掲注(44)39頁注3。個別株主通知の通知対象事項には、行使する少数株主権等に関する事項はない（株式等の振替に関する業務規定（以下、「業務規定」という。）154条19項、株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下、「業務規定施行規則」という。）209条1項参照）。

過した後は、ある少数株主権等について権利行使が継続している場合でも、株主は再度個別株主通知をしなければ権利行使できないが<sup>53)</sup>、会社は、低コストでより迅速な情報提供請求権（振替法277条）を用いて株主であるか否かを確認できるようになっている<sup>54)</sup>。このような制度のもとでは、買取請求時に個別株主通知がされて、会社が請求者を株主として取り扱っている場合に、後の買取価格決定申立事件の審理において、会社が株式買取請求をした株主であることを認めて、これを争わないことも十分考えられる一方、買取価格決定申立て時には個別株主通知の有効期間を経過している蓋然性が高いが、この場合に会社が再度個別株主通知を求めることまで否定されてはいないと解される<sup>55)</sup>。

そうすると、買取価格決定申立ての審理終結までに個別株主通知がなされればよいとしても、個別株主通知が対抗要件となる以上、株式買取請求をする株主としては、会社に株主であることを主張するために、また、会社にとっては株式買取請求をしてきた株主の権利行使を認めるか否かを判断するために、個別株主通知が必要であり、その点からすると、原則として株式買取請求時に個別株主通知が必要というべきであろう。その実施時期であるが、大阪地判では、時間的制約を受ける株主の不利益と、行使期限までに個別株主通知がされる会社の利益とを考慮していた。この点、株式買取請求権の行使期限は、反対株主と会社間の法律関係が、いつまでも未決定のままであると、会社経営の安定を害するおそれがあるため、それ

---

53) 高橋康文＝尾崎輝宏『逐条解説 新社債、株式等振替法』（金融財政事情研究会、2006年）349頁参照。

54) 小館浩樹＝仁科秀樹「振替株式発行会社による株主情報の取得」1843号19頁、22頁注16、17（2008年）。部分情報（株主が直接口座機関に開設する振替口座を対象とする情報提供請求）であれば、請求日の前営業日における増減履歴を含まない情報が請求の当日または翌営業日に提供される（茂木・前掲注(37)15頁）。

55) 買取請求時に個別株主通知がなされていたとしても、その後30日の協議期間があるため、価格決定申立時には個別株主通知の4週間の有効期限が経過している蓋然性が高く、反対株主はあらためて（2度目の）個別株主通知を行わなければならない（『会社法コメンタール18——組織変更、合併、会社分割、株式交換等（2）』（商事法務、2010年）129頁〔柳明昌〕）。

を速やかに処理するよう配慮したものであるとされる<sup>56)</sup>。とすれば、会社に対する買取請求が先になされても、行使期限（効力発生日の20日前から効力発生日の前日）までに個別株主通知がなされれば、その時に会社は買取請求を認めてよいと考えられる<sup>57)</sup>。行使期限までに個別株主通知がなされれば、会社としては、その後の買取価格協議に応じるか否かの判断ができるからである。したがって、行使期限までに個別株主通知がされない場合には、会社は買取請求を拒絶できる——買取価格の協議は行われないう——と解すべきであろう<sup>58)59)</sup>。

## (2) 裁判上の権利行使

少数株主権等には、会社に対して直接に行使するもののほか、裁判所に対する訴えの提起や仮処分、非訟事件の申立てを要するものがある。そこで、少数株主権等の行使として会社に対して訴訟の提起等をする場合、原告（申立人）が株主であることを基礎づけるものとして個別株主通知が必要となる場合がある<sup>60)</sup>。

---

56) 『新版注釈会社法(5)株式会社の機関(1)』（有斐閣、1986年）294頁〔穴戸善一〕。

57) 結論同旨、高橋・前掲注(26)27頁。なお、高橋教授は、株式買取請求の段階で個別株主通知が必要になるのは、権利行使期間後の価格協議段階に備えたものであることに鑑みて、このような場合には、行使期間内に個別株主通知の申し出があれば、個別株主通知到達の遅延は猶予する等の解釈が認められるべきであるとされる。

58) 太子堂・前掲注(29)59頁注24、中川雅博「振替制度における『個別株主通知』の実務」阪大法学62巻3・4号593頁（2012年）。個別株主通知がないので会社が買取請求を認めず、従って買取価格の協議が開始されていないにもかかわらず、株主から買取価格決定申立てが行われた場合、審理終結までに個別株主通知がなされたとしても、適法な買取請求をした株主とはいえないと思われる。

59) 会社法制の見直しに関する要綱（平成24年9月7日）においては、株式買取請求の対象株式が振替株式である場合、会社は買取口座を開設して公告し、株主が買取請求をしようとするときは、当該振替株式について振替の申請をしなければならないとする案が提出されている（第二部第三1）。この制度が導入されれば、会社が個別株主通知を求める実益は少なくなる可能性があることが指摘されている（仁科・前掲注(40)36頁）。

60) 株主権確認の訴えは、株主権の行使とは異なるので、これには含まれない（有田浩規「株券電子化に伴う会社訴訟における留意事項について」判タ1346号69頁以下（2011）

もっとも、個別株主通知が対抗要件と解されることからすれば、個別株主通知を欠くまま訴えの提起等がされても、直ちに不適法却下となるものではない。すなわち、会社が認めた場合や不当拒絶の場合には個別株主通知がなくとも株主の権利行使が認められるのであるから、例えば仮処分<sup>61)</sup>の申立てについても、「債務者である会社が、債権者が株主であることを認めて対抗要件の具備を争わない場合には」、当該仮処分の申立ては適法となる<sup>61)</sup>。他方、会社としても、個別株主通知がなければ権利行使を認める必要はないから、原告(申立人)が株主であることを争うことができる。すなわち、「債務者である株式会社が対抗要件の具備を争う場合には、債権者たる株主において対抗要件を具備したことを疎明する必要がある」、債権者がこの疎明をしない場合には、当事者適格を欠くものとして当該仮処分の申立ては却下される<sup>62)</sup>。振替法施行令の立案担当者も、対抗要件の具備に関する主張立証責任については、対抗要件欠缺の抗弁となることを明らかにしていたところである<sup>63)</sup>。

この場合の個別株主通知の実施時期であるが、訴えの提起等の場合には、会社が直接に株主の権利行使を認めるか否かの判断をするのではなく、裁判所における審理の上で裁判所によって判断されるものであるから、遅くとも裁判所が判決等を下すまでに個別株主通知がなされればよいと考えられる。そこで、裁判例には仮処分の決定までに個別株主通知を具備すればよいとするものもあるが<sup>64)</sup>、訴訟要件の一般原則に照らせば、

---

↘年)。ただし、会社・株主間の株主権確認の訴えの場合でも、株主名簿の名義書換又はこれに代わる対抗力をしない限り、敗訴を免れないとする見解もある(野村直之「株主権の確認を求める訴え」『裁判実務大系第21巻 会社訴訟・会社非訟・会社整理・特別清算』(青林書院, 1992年)71頁)。

61) 会社法210条所定の募集株式発行差止請求権につき、東京地決平成21年11月30日金判1338号45頁。原決定は抗告審決定において是認されている(東京高決平成21年12月1日金判1338号40頁)。

62) 前掲注(61)参照。

63) 大野・前掲注(2)53頁。

64) 前掲注(61)参照。東京高決平成21年12月1日金判1338号40頁、東京高決平成22年2月ノ

口頭弁論終結時（審理終結）までに具備すればよいといえよう<sup>65)</sup>。

そして、原告（申立人）から個別株主通知がされたことの再抗弁がなされたとしても、会社が対抗要件欠缺の抗弁を提出するというのは、訴訟の提起等をした原告（申立人）が実質的に株主であることだけでなく、会社に対して権利行使できる株主であることを求めているわけであるから<sup>66)</sup>、原告（申立人）としては、訴えの提起等の時から継続して会社に対抗しうる株主であることを主張立証する必要があると考えられる。この点、個別株主通知は、過去の株式保有状況（個別株主通知の申し出の受付日の前日から6ヶ月と28日を遡った期間の増減記録および残高）を通知するものであるから<sup>67)</sup>、訴えの提起等の後に個別株主通知がなされても、訴えの提起等の時から会社に対抗できる株主であったことを証明できることになる。

ただし、審理期間が6ヶ月と28日を遡った期間と4週間を超える場合や、一定の持株数や株式継続保有が少数株主権等の行使要件となっている場合には、個別株主通知に記載された通知対象期間では、訴えの提起等の時から株主であったことや持株数要件等を充足していたことを証明できない場合がありうる。例えば、平成21年3月31日を基準日として同年6月29日に全部取得条項付種類株式の全部取得に関する株主総会決議が行われ、申立期間内（総会から20日以内）である7月10日に会社法172条所定の価格決定申立てが行われた場合、仮に、平成21年11月29日に個別株主通知の申し出受付、同年12月31日審理終結とすると、個別株主通知の通知対象期間は5月1日から11月28日となり、この間の増減履歴が会社に通知され

---

↘ 9日金判1337号24頁。

65) 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 下<第2版>』（有斐閣、2012年）19頁。有田・前掲注(60)70頁。

66) 株主名簿の場合につき、大江忠『要件事実会社法(1)』（商事法務、2011年）487頁参照。

67) 振替法154条3項1号、129条3項6号、業務規定154条19号6号7号、業務規定施行規則204条参照。



る。しかし、この場合に要求される継続保有要件は3月31日（基準日）から7月10日（申立日）であるから、3月31日から4月30日までの継続保有の有無が分からず、継続保有要件充足性の判断に支障が生じることになる、という<sup>68)</sup>。この問題に関しては、このような場合にはどのような解釈をとっても対抗要件を満たさないとの見解もある<sup>69)</sup>。

しかし、振替法の法文上、個別株主通知により会社に通知される事項は「振替口座簿中の口座における銘柄ごとの増減の別、その数、それが記載・記録された日」（振替法154条3項1号、129条3項）とされているにもかかわらず、それが実際の運用上、6ヶ月と28日とされているのは、株主が行使しようとする少数株主権等が6ヶ月の継続保有を要件とするときは、その保有状況を確認できるようにする趣旨であって<sup>70)</sup>、6ヶ月と28日より前からの株式保有を否定する趣旨ではない。6ヶ月の継続保有は振替口座簿に記載・記録された日から算定されるため、結局のところ、振替口座簿への記載・記録が会社に対する対抗要件として機能することになる一方<sup>71)</sup>、振替口座簿の記載・記録は、情報提供請求権（振替法277条）を用いて、実務上、最大で請求日の10年前以降の取得が可能であるとされる<sup>72)</sup>。上記の例の場合でも、個別株主通知に3月31日から4月30日までの株式数が記載されていれば、継続保有期間要件の判断に支障は生じず、それをもとに裁判所は訴えを却下するか否かの判断をすると説かれてお

---

68) 西村欣也「少数株主権等の行使と個別株主通知の実施時期」判タ1387号47頁注46参照（2013年）。もっとも、個別株主通知に記載された通知対象期間には特に言及せず、株主総会決議取消訴訟においては、口頭弁論終結までに個別株主通知がされたならば、原告適格を有すると述べるものもある（有田・前掲注(60)70頁、東京地方裁判所『類型別会社訴訟Ⅱ<第三版>』（判例タイムズ社、2011年）957頁〔有田浩規〕）。

69) 仁科・前掲注(35)12頁。なお、法的安定性の見地から、株主総会決議取消の訴えについては、提訴期間内に個別株主通知がなされなければ訴えは不適法となるとする見解もある（葉玉・前掲注(36)8頁）。

70) 神田監修・前掲注(33)154頁。

71) 江頭・前掲注(2)168頁。

72) 太子堂・前掲注(29)60頁注32。

り<sup>73)</sup>、個別株主通知に記載された内容では足りない期間がある場合、別途、それについての証明をすることは妨げられないというべきであろう<sup>74)</sup>。

なお、これに対し、株主名簿の場合は、名義書換が行われた日以降の株式保有しか会社に対抗することはできないので（会社法121条3号）、審理終結時までに名義書換を行っても、訴えの提起等の時からの株式保有を証明することはできないと解される<sup>75)</sup>。会社が認めた場合や不当拒絶の場合は別として、訴えの提起等の時までに名義書換をする必要があろう<sup>76)</sup>。

---

73) 西村・前掲注(68)47頁注46参照。

74) 山本為三郎『個別株主通知の効力』『企業法の法理』（慶応義塾大学出版会、2012年）73頁。太子堂・前掲注(29)57頁参照。

75) 東京地判平成2年2月27日金判855号22頁は、名義書換未了の株主により提起された新株発行無効訴訟につき、「仮に原告が今後適法な名義書換えの請求をして本件株式の取得を被告に対抗することができるようになったとしても、被告との関係で原告が株主となるのは、その時点からであり、本件訴えの出訴期間（平成元年六月二日まで）が経過するまでの間、原告が被告の株主でなかったことに変化が生ずるわけではないから、本件訴えは適法に提起されたものとするはできず、却下を免れない。」とする。

76) 株主総会決議取消訴訟の提起の時に株主名簿上の株主であることが要求されるとするものとして、大阪地判昭和35年5月19日下民集11巻5号1132頁。通説は、株主名簿上の株主が株主総会決議取消訴訟の原告適格を有するものとする（大隅健一郎＝今井宏『会社法論中巻＜第3版＞』（有斐閣、1992年）120頁、河本一郎『株主総会決議取消訴訟』『新・実務民事訴訟講座7 国際民事訴訟・会社訴訟』（日本評論社、1982年）321頁、『新版注釈会社法（5）』（有斐閣、1986年）328頁〔岩原紳作〕328頁。会社が認めた場合や不当拒絶の場合には、名義書換未了の株主も原告適格を有する（東京地方裁判所商事研究会『類型別会社訴訟I＜第3版＞』（判例タイムズ社、2011年）368頁以下〔西村英樹＝馬渡直史〕）。なお、名古屋高判昭和35年7月15日高民集13巻4号417頁は、株券台帳の名義書換手続により提訴期間内に株主たる地位を取得したことをもって、株主総会決議取消訴訟の当事者適格が訴えの提起時に遡って追完することを認めた事案であるが、実質的に株主であったか否かが争われたものであることに留意すべきと思われる。この判決では、株主が株主名簿に記載されているか否か、即ち、原告が会社に対抗できる株主であったか否かは争われていないことが認定されており、本件において株主名簿の記載がなくとも、いわゆる不当拒絶の場合にあたり、株主名簿に記載のないことを理由に株主としての地位を否認できない、と判示されている。

#### 4. おわりに

少数株主権等の行使については、判例上、裁判上の権利行使（会社に対して訴訟の提起等をする場合）については、審理終結までに個別株主通知をなせばよいとの考え方が確立したといえる。しかし、このような考え方は、裁判所による審理・判断という裁判構造のもとに導かれたものであって、このことから直ちに、会社に対する直接の権利行使の場合も、会社が争うまでは——会社が要求するまでは——個別株主通知を具備しなくてよいといえることにはならない。むしろ、実体的な少数株主権等の行使の場面では、個別株主通知が対抗要件である以上、株主は株主であることを主張して権利行使をするために、会社はその権利行使を認めるか否かを判断するために、原則としては、権利行使の時に——個別株主通知は振替機関がなすものであるから、実際上は権利行使に先立って——個別株主通知がなされる必要がある。

個別株主通知制度の周知・浸透ともに、本稿で取り扱ったような裁判例は少なくなると思われるが、裁判所が、基本的に個別株主通知の制度設計を是認しながらも、少数株主権等の行使に時間的制約を受ける株主に現実的な利益保護を図ったことは留意しておくべきであろう。